

富士宮市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針

(令和 6 年 6 月策定)

1 総則

(1) 趣旨

この指針は、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たり実施する優先的検討に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 定義

この指針における用語の意義は、次に定めるところによる。

① PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫を活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法をいう。

② PFI (Private Finance Initiative)

多様な PPP の手法の一つで、PFI 法に基づき公共施設等の設計、建設から維持管理、運営に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業手法をいう。

③ PFI 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

④ PPP/PFI 手法

①及び②に示した事業手法をいい、PFI は多様な PPP の手法の一つであるが、導入される事業の多くが PFI 手法であり PPP 手法の中核をなすことから、一般的に並べて表現される場合が多い。このことから本指針においても同様の表現とする。

⑤ 公共施設等

PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等をいう。

⑥ 公共施設整備事業

PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。

⑦ 利用料金

PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金をいう。

⑧ 運営等

PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。

⑨ 公共施設等運営権

PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。

⑩ 整備等

建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画（市民に対するサービスの提供を含む。）をいう。

⑪ 優先的検討

本指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。

(3) 優先的検討の対象とする PPP/PFI 手法（詳細は富士宮市 PPP・PFI 事業導入ガイドライン参照）

本指針の対象とする PPP/PFI 手法は、次に掲げるものとする。

① 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

指定管理者制度、包括的民間委託、公共施設等運営権方式（コンセッション方式）等

② 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

ア BTO 方式（建設 Build－移転 Transfer－運営等 Operate）

イ BOT 方式（建設 Build－運営等 Operate－移転 Transfer）

ウ BOO 方式（建設 Build－所有 Own－運営等－Operate）

エ BLT 方式（建設 Build－リース Lease－移転 Transfer）

オ RO 方式（改修 Rehabilitate－運営等 Operate）

カ DBO 方式（設計 Design－建設 Build－運営等－Operate）等

③ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造を担う手法

BT 方式（建設 Build－移転 Transfer）等

2 優先的検討の実施時期

優先的検討は、次に掲げるときに実施するものとする。

(1) 新たに公共施設等の整備等を行うための基本構想、基本計画等を策定するとき。

(2) 公共施設等の運営等の見直しを行うとき。

(3) 公共施設等の多機能化、集約化等を検討するとき。

3 優先的検討の対象事業

優先的検討の対象となる公共施設整備事業は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業とする。

(1) 次のいずれかの事業分野に該当する事業

- ① 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ② 利用料金の徴収を行う事業
 - ③ ①及び②のほか、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる事業
- (2) 事業規模
- ① 事業費の総額が 10 億円以上の事業(建設又は改修を含むものに限る。)
 - ② 単年度の事業費が 1 億円以上の事業 (運営等のみを行うものに限る。)
- (3) 対象事業の例外
- 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する公共施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。
- ① 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
 - ② 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業
 - ③ 既に公共施設等の整備等を行う手法が決定している事業 (従来手法による実施方針が決定されている場合を含む。)

4 PPP/PFI 手法活用可能性事前検討 (適切な PPP/PFI 手法の選択)

事業担当部署及び制度所管部署は、3 の優先的検討の対象事業となる事業について、5 の簡易な検討又は 6 の詳細な検討に先立ち当該事業の必要期間、特性、規模等を踏まえ、PPP/PFI 手法活用可能性事前検討を実施する。

なお、検討により、PPP/PFI 手法導入の可能性があると判断された場合には、1(3)の対象とする PPP/PFI 手法の中から最も適切な手法を選択する。この場合、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(1) PPP/PFI 手法活用可能性事前検討

事業担当部署及び制度所管部署は、次に掲げる事項に基づき優先的検討事業概要調書 (第 1 号様式) により PPP/PFI 手法を活用する可能性について、事前に検討する。この場合において各事項のいずれかに支障がある場合又は非該当の場合は、PPP/PFI 手法活用の可能性がないものと判断する。

① 検討事項

ア 供用開始時期等を踏まえたスケジュール

※ 地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡素化マニュアル (平成 26 年 6 月内閣府) において示されている基本計画着手から契約までのスケジュール (通常の PFI 手続き約 50 か月、簡素化した手続き約 32~38 か月)

イ 施設整備、維持管理及び運営における民間の創意工夫の余地
ウ 同種の事業や施設における PPP/PFI 手法等の導入実績を踏まえた当該事業等における導入の可能性

(2) PPP/PFI 手法活用可能性事前検討の結果の公表

事業担当部署は、PPP/PFI 手法活用可能性事前検討の結果、PPP/PFI 手法の導入の可能性があるとは判断した場合には、PPP/PFI 手法導入の可能性がないと判断した旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項をホームページ上で遅滞なく公表する。

(3) 検討及び評価を経ずに行う PPP/PFI 手法導入の決定

次に該当する場合は、当該 PPP/PFI 手法の簡易な検討又は詳細な検討を省略できるものとする。

① 指定管理者制度の採用

→ 5 の簡易な検討及び 6 の詳細な検討の省略

② 民間事業者から PPP/PFI 手法に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と提案された手法を導入した場合を比較し、費用総額等の客観的な評価により、提案された手法の導入が適切である場合、5 の簡易な検討を省略し、6 の詳細な検討を実施する。

5 簡易な検討（簡易評価）

4 の PPP/PFI 手法活用可能性事前検討において、PPP/PFI 手法の活用可能性ありと判断された公共施設整備事業を対象として、事業担当部署及び制度所管部署は簡易な検討を実施する。

(1) 費用総額の比較による評価

事業担当部署及び制度所管部署は、次の事項に基づき自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と PPP/PFI 手法を導入した場合との間で、費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、PPP/PFI 手法の導入の適否を評価する。

なお、複数の手法を選択した場合には、各手法について簡易評価を行う。

- ① 優先的検討事業概要調書（第 1 号様式）
- ② PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（第 2 号様式）
- ③ PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠（第 3 号様式）
- ④ VFM の試算（以下の計算表等を利用し算出）

ア 内閣府 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引に記載の簡易な検討の計算表

イ 国土交通省 VFM 簡易算定モデル（簡易計算ソフト）

(2) 簡易な検討の結果の公表

事業担当部署は、簡易な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適さないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれに定める時期にホームページ上で公表する。

① PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項

時期：PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

② PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の内容

時期：入札手続の終了後等適切な時期

6 詳細な検討

5 の簡易な検討において PPP/PFI 手法の導入が適切であると評価された公共施設整備事業を対象として、事業担当部署及び制度所管部署は詳細な検討を実施する。

実施に当たっては、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較（PFI 導入可能性調査等）を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI 手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。

(1) 詳細な検討の結果の公表

事業担当部署は、詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適さないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれに定める時期にホームページ上で公表する。

① PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項

時期：PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

② PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の内容（①の詳細な検討の結果を踏まえて更新したもの）

時期：入札手続の終了後等適切な時期

※ PPP/PFI 手法の導入決定後は、「富士宮市 PPP・PFI 事業導入ガイドライン」に基づき手続を進める。

優先的検討フロー



